

第25回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和4年7月25日（月）
- 2 開閉時間 午後5時開会 午後5時30分閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3階会議室
- 4 出席委員 14人
- | | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| 1番 寺崎秀子 | 2番 小野寺昭一 | 3番 坂上 修 | 4番 佐藤美頭雄 |
| 5番 斎藤哲子 | 6番 開澤克明 | 7番 山崎禎彦 | 8番 鈴木英博 |
| 9番 松田直人 | 10番 酒井雅憲 | 11番 北村浩光 | 12番 西永和美 |
| 13番 舟根 祐 | 14番 吉本 憲 | | |
- 5 欠席委員
- 6 会議出席 岡野事務局長、清野主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 10番 酒井雅憲、12番 西永和美
- 9 議事内容
- | | |
|-------|---------------------------------|
| 報告第1号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 報告第2号 | 使用貸借の解約の通知について |
| 報告第3号 | 土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について |
| 議案第1号 | 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農用地利用集積計画の要請について |
| 議案第4号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第5号 | 土地の現況証明書の交付について |
| 議案第6号 | 農業振興地域整備計画の変更（案）について |

10 議事録本紙

議長

これから、第 25 回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。

会議の成立ですが、現在の出席委員数は 14 名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第 9 条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。

諸般の報告です。

(会長行動等を朗読で報告)

議長

日程第 1、本日の議事録署名委員の指定を行います。

本会議の議事録署名委員は、10 番委員、12 番委員にお願いします。

議長

続きまして、日程第 2 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」から日程第 4 報告第 3 号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」まで報告事項ですので、事務局から一括説明願います。

主事

それでは、議案 2 頁をご覧ください。

報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」です。

相続による農地取得の届出がありましたので報告します。

議案 3 頁、4 頁をご覧ください。

番号が 7 番から 8 番の 2 件です。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

届出の個所図については、別冊、説明資料の 1 項から 3 項になりますので併せてご確認ください。

続きまして、議案 6 頁をご覧ください。

報告第 2 号「使用貸借の解約の通知について」です。

使用貸借の解約について通知がありましたので報告します。

議案 7 頁、8 頁をご覧ください。

番号が 4 番の 1 件でございます。

4 番については、借主変更のための解約です。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、解約年月日は議案に記載のとおりです。

続きまして、議案 9 頁をご覧ください。

報告第 3 号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」でございます。

北海道農地法関係事務処理要領第 8 の第 4 項の規定による土地の現況証明書の提出があったので、現地確認するため、鷹栖町農業委員会会长専決規程第 3 条第 9 号の規定に基づき、1 番の現地確認委員、吉本会長、鈴木委員、寺崎委員の 3 人の指名について、専決処分しましたので報告しま

す。

報告について以上です。

議長 報告事項ですが、質問等があればお答えします。

委員 無しの声

議長 無ければ、次の日程に入ります。

議長 続きまして、日程第5議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案10頁をご覧ください。

議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」でございます。

合意解約通知の受理に伴い、合意解約による賃貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものでございます。

議案は11頁、12頁をご覧ください。

番号が24番から25番までの2件の通知を受理しております。

合意解約の理由については、それぞれ、備考欄に記載のとおりです。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は、それぞれ、議案に記載のとおりです。

通知のあった合意解約の引渡し時期が6か月以内であるかの確認については、案件の全てが、要件に合致していると確認しています。

なお、24番の案件は西永委員が、議事参与の制限を受ける案件でございます。

審議の際は、ご退席をお願いします。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」説明が終わりましたので審議いたします。

議長 議事参与の案件がありますので、先に24番について審議いたします。

12番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

24番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、それでは24番の案件については、認めると決定しました。

12番委員 着席

議長 続いて、25番の案件について審議いたします。

議長 質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

- 25 番の案件について認める方は挙手をお願いします
- 委員
議長 全員挙手
- はい、それでは議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は、認めると決定しました。
- 議長 続きまして、日程第 6 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。
- 局長 それでは、議案 14 頁をご覧ください。
- 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」でございます。
- 農地法第 3 条の規定に基づき、農地等の権利の移転及び設定に係る許可の可否について審議を求めます。
- 議案は 15 頁から 18 頁までになりますのでご覧ください。
- 番号が 3 番から 7 番までの 5 件の許可申請がありました。
- 土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、譲渡人、貸主、譲受人、借主の住所、氏名、経営地、契約の種類、住宅からの距離、売買価格、賃貸料につきましては、議案に記載のとおりです。
- 位置図は、説明資料の 4 頁から 10 頁までに載せてありますので併せてご確認ください。
- 農地法第 3 条の調査書については、説明資料の 11 頁から 15 頁までの調査書のとおりで、調査の結果、要件を満たしていると判断しました。
- 説明は以上です。
- 議長 それでは、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。
- 質疑ございませんか。
- 委員
議長 無しの声
- それでは、質疑を終了し採決に入ります。
- 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」認める方は挙手をお願いします。
- 委員 全員挙手
- 議長 はい、それでは議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。
- 議長 続きまして、日程第 7 議案第 3 号「農用地利用集積計画の要請について」を議題に供します。
- 事務局より議案の説明をお願いします。
- 局長 それでは、議案 20 頁をご覧ください。
- 議案第 3 号「農用地利用集積計画の要請について」でございます。
- 農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により農用地利用集積計画を定めることについて審議を求めるものでございます。
- 議案は 21 頁、22 頁をご覧ください。
- 番号が 6 番と 7 番の 2 件でございます。

売買による集積で、所有権を移転する農用地の所在、地番、現況地目、面積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、経営地、所有権の移転時期、対価、対価の支払方法、対価の支払時期、引渡しの時期は、議案に記載のとおりです。

位置図は、別冊、説明資料の 16 頁から 17 頁、調査書が 18 頁から 19 頁に載せてありますので併せてご確認願います。

6 番の案件について、西永委員が議事参与の制限を受ける案件となりますので、審議の際は、ご退席をお願いします。

それから、7 番の案件については、4 月の定例会の番号 2 番で提案した案件でございますが、設定した対価の支払い日に支払いができなかつたため失効となり、今回、再度のあっせん調整となつたものでございます。

6 番、7 番の案件については、あっせん案件でございますので、担当の委員さんより、あっせんの補足説明をお願いします。

議長

6 番です。

6 月 27 日から 6 月 28 日まで、あっせん回数 3 回で成立しています。

総額 8,200,000 円で成立しています。

議長

7 番です。

7 月 6 日から 7 月 7 日まで、あっせん回数 3 回で成立しています。

総額 7,600,000 円で成立しています。

議長

議事参与の案件がありますので、先に 6 番について審議いたします。

12 番委員

私の案件ですので、退席します。

議長

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

6 番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員

全員挙手

議長

はい、それでは 6 番の案件については、認めると決定しました。

12 番委員

着席

議長

続いて、7 番の案件について審議いたします。

議長

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

7 番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第 3 号「農用地利用集積計画の要請について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第 8 議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長

それでは、議案 24 頁をご覧ください。

議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。

議案は 25 頁から 26 頁までとなりますのでご覧ください。

番号が 46 番の 1 件ございます。新規の契約でございます。

利用権を設定する農用地、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の住所及び氏名、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。

位置図は、別冊、説明資料の 20 頁、調査書が 21 頁に載せてありますので併せてご確認願います。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」説明が終わりました。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第 9 議案第 5 号「土地の現況証明書の交付について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案 28 頁をご覧ください。

議案第 5 号「土地の現況証明書の交付について」でございます。

北海道農地法関係事務処理要領第 8 の第 4 項の規定による土地の現況証明書交付の可否について、審議を求めるものです。

議案 29 頁、30 頁をご覧ください。

番号が 6 番の 1 件で 12 筆ございます。

土地の所在、地番、登記簿地目、面積、土地の所有者、申請人の住所、氏名は記載のとおりで、証明が必要な理由は、地目変更のためです。

説明資料の方、22 頁から 41 頁になりますが、現地調査票が 22 頁、29 頁、35 頁の 3 枚に分けて整理しています。現地確認写真と該当地の個所図を其々添付してありますのでご確認ください。該当の箇所は、全て北電の鉄塔敷地となってございます。

報告第 3 号で報告したとおり現地確認委員を指名し、現地確認を行いました。

現地確認について、現地確認委員から現地の状況を報告願います。

8 番委員 はい、6 番の案件について、7 月 14 日、吉本会長、寺崎委員、私と事務局で現地調査を行いました。

願出のあった該当地は、古くから北電の鉄塔が建っており、鉄塔敷地として利用してから相当な年数が経過しているため、農地以外であると判断

いたしました。

報告は以上です。

議長 それでは、議案第5号「土地の現況証明書の交付について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第5号「土地の現況証明書の交付について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第5号「土地の現況証明書の交付について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第10議案第6号「農業振興地域整備計画の変更（案）について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、31頁をご覧ください。

議案第6号「農業振興地域整備計画の変更（案）について」です。

農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づく、変更（案）について、鷹栖町長から計画変更の適否について意見を求められたので審議をお願いします。

議案は32頁をご覧ください。

番号が1番の1件でございます。

変更する土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、用途変更前、変更後、申請者の住所及び氏名につきましては、議案に記載のとおりです。

理由は、農家住宅の建築でございますが、既に住宅については完成しており、追認の案件となります。

申請者は、宅地内で住宅の建設を進めておりましたが、完成後登記のため現地を測量した結果、住宅の一部が畠にはみ出していること判明いたしました。

申請地は農振法の農用地区域内の農地であるため、今回、農用地区域からの除外をするものです。

追認にあたっては、申請者から始末書の提出を頂き十分反省をいただいているところです。

計画図面は、説明資料の42頁に載せてありますのでご覧ください。

図面、右側の9263-2が現在登記地目畠となっており、住宅の一部がこの土地にはみ出たため、図面、中央の赤の縦長の部分9263-9を今回分筆し、82m²を農用地区域から除外するものです。

付帯決議事項として、この変更が承認され、農用地区域からの除外後、当該農地等に係る転用許可に係る申請を受理した場合、当該申請に係る転用案件について、北海道農業会議に意見の聴取をするものとすることについて審議願います。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第 6 号「農業振興地域整備計画の変更（案）について」説明が終わりました。

この案件について何が質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 6 号「農業振興地域整備計画の変更（案）について」認める方は举手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 6 号「農業振興地域整備計画の変更（案）について」は、認めると決定しました。

議長 日程については以上になります。

その他に入ります。

局長 はい、議案 33 頁その他の、次回の定例会についてです。

次回、第 26 回の日程ですが 8 月 25 日（木）の 17 時からの開催で考えて
いますがよろしいでしょうか。

議長 よろしいですか。

委員 問題なしの声

議長 それでは、8 月 25 日（木）の 17 時からでお願いします。

局長 主な関係機関の日程については、記載のとおりでございますのでご確認
ください。

局長 案件は以上です。

議長 それでは、以上をもって第 25 回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。